

熊本県公報

号外 第49号
平成17年10月3日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 平成17年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領……………(財 政 課) 1
- 熊本県競争契約入札心得の一部改正……………(監 理 課) 23

告 示

熊本県告示第1156号の2

平成17年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成17年9月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成17年10月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成17年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

平成17年度熊本県の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,907,010千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ738,370,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	8,494,597	268,893	8,763,490
	1 負担金	7,654,455	268,893	7,923,348
2	使用料及び手数料	12,863,396	5,697	12,869,093
	1 手数料	3,612,955	5,697	3,618,652
3	国庫支出金	122,342,983	2,110,320	124,453,303
	1 国庫負担金	43,376,106	1,126,272	44,502,378
	2 国庫補助金	75,261,077	944,080	76,205,157
	3 国庫委託金	3,705,800	39,968	3,745,768
4	財産収入	1,458,493	49	1,458,542
	1 財産運用収入	947,244	49	947,293
5	寄附金	43,241	△ 3,269	39,972
	1 寄附金	43,241	△ 3,269	39,972
6	繰入金	29,946,493	1,608,254	31,554,747
	1 特別会計繰入金	3,010,077	1,199,650	4,209,727

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	26,936,416	408,604	27,345,020
7 繰越金		3,123	1,229,111	1,232,234
	1 繰越金	3,123	1,229,111	1,232,234
8 諸収入		41,211,822	199,955	41,411,777
	1 貸付金 元利収入	26,750,789	85,115	26,835,904
	2 受託事業 収入	1,543,296	15,964	1,559,260
	3 雑 入	6,751,625	98,876	6,850,501
9 県 債		99,974,000	488,000	100,462,000
	1 県 債	99,974,000	488,000	100,462,000
歳 入 合 計		732,463,146	5,907,010	738,370,156

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		32,338,323	2,407,953	34,746,276
	1 企画費	5,019,567	6,153	5,025,720
	2 市 町 村 振 興 費	4,984,726	2,399,300	7,384,026
	3 防 災 費	918,483	2,500	920,983
2 民生費		66,523,530	90,329	66,613,859
	1 社会福祉費	41,131,318	90,329	41,221,647
3 衛生費		33,243,649	229,745	33,473,394
	1 公衆衛生費	24,405,164	37,581	24,442,745
	2 環境衛生費	5,424,491	191,273	5,615,764
	3 医 薬 費	785,114	891	786,005
4 労働費		2,183,002	539	2,183,541
	1 労 政 費	345,771	539	346,310
5 農 林 水 産 業 費		80,769,498	813,435	81,582,933
	1 農 業 費	18,393,171	82,000	18,475,171

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 林業費	18,144,372	728,577	18,872,949
	3 水産業費	7,697,701	2,858	7,700,559
6 商工費		29,357,499	3,863	29,361,362
	1 工鉱業費	3,396,969	3,863	3,400,832
7 土木費		109,289,453	231,223	109,520,676
	1 道路橋りょう費	53,938,728	△ 1,570,162	52,368,566
	2 河川海岸費	22,906,408	1,465,165	24,371,573
	3 港湾費	5,205,321	2,720	5,208,041
	4 都市計画費	9,639,623	333,500	9,973,123
8 警察費		42,341,335	19,278	42,360,613
	1 警察管理費	38,227,986	12,550	38,240,536
	2 警察活動費	4,113,349	6,728	4,120,077
9 教育費		175,068,502	38,859	175,107,361
	1 教育総務費	21,047,256	19,016	21,066,272
	2 大学費	2,404,606	6,000	2,410,606

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 保健体育費	1,873,253	13,843	1,887,096
10 災害復旧費		3,855,584	2,071,786	5,927,370
	1 農林水産業 災害復旧費	2,016,103	241,916	2,258,019
	2 土木災害 復旧費	1,839,481	1,779,565	3,619,046
	3 教育災害 復旧費		50,305	50,305
歳 出 合 計		732,463,146	5,907,010	738,370,156

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 県立劇場管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	千円 1,270,503
	年次別内訳	
	平成18年度	423,501
	平成19年度	423,501
平成20年度	423,501	
2 総合福祉センター管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	179,940
	年次別内訳	
	平成18年度	59,980
	平成19年度	59,980
平成20年度	59,980	
3 身体障害者福祉センター管理運営業務	平成18年度 ～平成21年度	213,840
	年次別内訳	
	平成18年度	53,460
	平成19年度	53,460
平成20年度	53,460	
平成21年度	53,460	
4 健康センター管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	185,055
	年次別内訳	
	平成18年度	61,685
	平成19年度	61,685
平成20年度	61,685	
5 環境センター管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	82,653
	年次別内訳	
	平成18年度	27,551
	平成19年度	27,551
平成20年度	27,551	
6 農業公園管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	250,792
	年次別内訳	
	平成18年度	83,613
	平成19年度	83,566
平成20年度	83,613	

事 項	期 間	限 度 額
7 阿蘇みんなの森管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	千円 27,144
	年次別内訳	
	平成18年度	9,048
	平成19年度	9,048
	平成20年度	9,048
8 鳥獣保護センター管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	67,056
	年次別内訳	
	平成18年度	22,352
	平成19年度	22,352
	平成20年度	22,352
9 樋合漁港漁港利用調整施設管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	34,090
	年次別内訳	
	平成18年度	6,818
	平成19年度	6,818
	平成20年度	6,818
	平成21年度	6,818
	平成22年度	6,818
10 牛深漁港漁港浄化施設管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	123,190
	年次別内訳	
	平成18年度	24,638
	平成19年度	24,638
	平成20年度	24,638
	平成21年度	24,638
	平成22年度	24,638
11 伝統工芸館管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	477,588
	年次別内訳	
	平成18年度	96,868
	平成19年度	95,180
	平成20年度	95,180
	平成21年度	95,180
	平成22年度	95,180

事 項	期 間	限 度 額
12 天草ビジターセンター管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	千円 11,481
	年次別内訳	
	平成18年度	3,827
	平成19年度	3,827
平成20年度	3,827	
13 道路改築事業 (国道442号黒川3号橋) 南小国町	平成18年度	150,000
14 広域基幹河川改良事業 (菊池川市道今橋) 菊池市	平成18年度	200,000
15 周辺障害防止対策事業 (下鶴川砂防えん堤) 山都町	平成18年度	65,000
16 天草空港航空灯火設備保守業務	平成18年度	4,000
17 テクノ中央緑地管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	93,000
	年次別内訳	
	平成18年度	31,000
	平成19年度	31,000
平成20年度	31,000	
18 水前寺江津湖公園広木地区管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	146,253
	年次別内訳	
	平成18年度	48,751
	平成19年度	48,751
平成20年度	48,751	
19 水俣広域公園管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	302,682
	年次別内訳	
	平成18年度	98,234
	平成19年度	102,224
平成20年度	102,224	
20 引揚者住宅管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	11,166
	年次別内訳	
	平成18年度	3,722
	平成19年度	3,722
平成20年度	3,722	

事 項	期 間	限 度 額
21 公営住宅管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	千円 1,391,847
	年次別内訳	
	平成18年度	463,949
	平成19年度	463,949
	平成20年度	463,949
22 大津警察署仮庁舎賃借	平成18年度 ～平成22年度	10,000
	年次別内訳	
	平成18年度	1,458
	平成19年度	1,458
	平成20年度	1,458
	平成21年度	1,458
	平成22年度	4,168
23 違法駐車対策業務	平成18年度	54,000
24 県民総合運動公園管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	3,081,710
	年次別内訳	
	平成18年度	616,342
	平成19年度	616,342
	平成20年度	616,342
	平成21年度	616,342
	平成22年度	616,342
25 藤崎台県営野球場管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	243,840
	年次別内訳	
	平成18年度	48,768
	平成19年度	48,768
	平成20年度	48,768
	平成21年度	48,768
	平成22年度	48,768
26 県立総合体育館管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	1,109,985
	年次別内訳	
	平成18年度	221,997
	平成19年度	221,997
	平成20年度	221,997
	平成21年度	221,997
	平成22年度	221,997

事 項	期 間	限 度 額
27 総合射撃場管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	千円 216,970
	年次別内訳	
	平成18年度	43,394
	平成19年度	43,394
	平成20年度	43,394
	平成21年度 平成22年度	43,394 43,394
28 県営八代運動公園管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	454,250
	年次別内訳	
	平成18年度	90,850
	平成19年度	90,850
	平成20年度	90,850
	平成21年度 平成22年度	90,850 90,850
29 熊本武道館管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	200,540
	年次別内訳	
	平成18年度	40,108
	平成19年度	40,108
	平成20年度	40,108
	平成21年度 平成22年度	40,108 40,108

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成18年度 ～平成25年度	千円 1,821,000	平成18年度 ～平成25年度	千円 1,822,000
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	427,917 389,340 389,340 378,230 219,331 6,300 6,300 4,242	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	428,009 389,432 390,156 378,230 219,331 6,300 6,300 4,242

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
治山国庫補助事業費	2,265,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	2,450,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,603,000	本郵政公社、		半年賦元利	4,309,000			
河川国庫補助事業費	1,780,000	公営企業金融		均等償還又は	1,614,000			
砂防国庫補助事業費	2,453,000	公庫、会社、 その他		元金均等償還、 満期一括償還	2,945,000			
街路国庫補助事業費	1,060,000	(借入方法) 証書借入又		等 但し、県財	962,000			
都市公園整備事業費	156,000	は証券発行	年10%	政の都合によ	146,000			(補正前に同じ)
治山災害現年発生国庫補助事業費	11,000	(その他) 工事その他	以 内	り、繰上償還 をなし、又は	43,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	343,000	の都合により、 一部もしくは		借り換えをす ることができ	904,000			
公共土木過年度発生国庫補助事業費	222,000	全部を翌年度 以降に繰り下		る。	223,000			
単県治山事業費	50,000	げて借り入れ することがで			84,000			
単県道路整備事業費	14,077,000	きる。 発行価格が			13,698,000			
単県砂防整備事業費	656,000	額面金額を下 回るときは、			694,000			
単県街路整備事業費	1,528,000	その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,606,000			
計	29,204,000				29,678,000			

平成17年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本港コンテナターミナル管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	千円 149,365
	年次別内訳	
	平成18年度	29,873
	平成19年度	29,873
	平成20年度	29,873
	平成21年度	29,873
平成22年度	29,873	
2 八代港コンテナターミナル管理運営業務	平成18年度 ～平成22年度	152,595
	年次別内訳	
	平成18年度	30,519
	平成19年度	30,519
	平成20年度	30,519
	平成21年度	30,519
平成22年度	30,519	

平成17年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成17年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,199,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,025,158千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		1,225,000	962,877	2,187,877
	1 繰越金	1,225,000	962,877	2,187,877
2 諸収入		1,600,508	236,773	1,837,281
	1 貸付金 元利収入	1,600,508	236,773	1,837,281
歳 入 合 計		2,825,508	1,199,650	4,025,158

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		1,225,000	1,199,650	2,424,650
	1 繰出金	1,225,000	1,199,650	2,424,650
歳 出 合 計		2,825,508	1,199,650	4,025,158

平成17年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
平成17年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為の補正）
債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	千円 2,133,874
	年次別内訳	
	平成18年度	705,500
	平成19年度	703,088
	平成20年度	725,286
2 球磨川上流流域下水道管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	440,827
	年次別内訳	
	平成18年度	131,815
	平成19年度	146,718
	平成20年度	162,294
3 八代北部流域下水道管理運営業務	平成18年度 ～平成20年度	575,882
	年次別内訳	
	平成18年度	172,608
	平成19年度	191,319
	平成20年度	211,955

平成17年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成17年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成17年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費	2,214,852 千円	138 千円	2,214,990 千円
第1項 営業費用	1,988,986 千円	138 千円	1,989,124 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「682,864千円」を「759,663千円」に、「21,365千円」を「25,204千円」に、「661,279千円」を「734,239千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,377,667 千円	76,799 千円	1,454,466 千円
第1項 建設改良費	607,041 千円	76,799 千円	683,840 千円

平成17年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成17年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成17年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費	1,493,347 千円	△ 2,835 千円	1,490,512 千円
第2項 営業外費用	399,537 千円	△ 2,835 千円	396,702 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	957,908 千円	160,000 千円	1,117,908 千円
第6項 企業債	0 千円	160,000 千円	160,000 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,026,949 千円	160,000 千円	1,186,949 千円
第2項 企業債償還金	738,388 千円	160,000 千円	898,388 千円

（企業債）

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道高資本費対策借換債	千円 160,000	（借入先） 公営企業金融公庫、その他 （借入方法） 証書借入又は証券発行 （その他） 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年10% 以 内	借入れの年から据置期間を含め25年以内 半年賦元利均等償還等 但し、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。

熊本県告示第1156号の3

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示を次のように定める。
平成17年10月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示
熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示（平成39年熊本県告示第420号）の一部を次のように改正する。

第1条中「熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）」の次に「、熊本県電子入札（建設工業・建設コンサルタント業務）運用基準」を加える。

第4条第2項を次のように改める。

2 入札書は、電子入札システムにより実施する案件（以下「電子入札案件」という。）においては、電子入札システムにより、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。また、電子入札案件以外の場合又は電子入札案件への書面による入札参加を認められた場合においては、別記第2号様式により作成し、工事名、工事場所、商号及び代表者名を記入した封筒に封入のうえ、公告又は通知書に示した日時に入札場所へ持参するものとする。

第4条第3項中「入札書は」を「書面による入札書は」に改め、同条第5項中「入札参加者は」を「書面による入札参加者は」に改める。

第4条第8項に次のただし書を加える。

ただし、電子入札案件においては、入札書の提出後、開札までの間に当該入札を辞退することができる。

第4条第9項中「工事費内訳書の提示」を「工事費内訳書又は業務費内訳書の提示」に改め、「入札に際し、工事費内訳書を」を「入札に際し、内訳書を」に改める。

第5条第2項中「その旨を」の次に「、電子入札システムにより入札を行う者については、電子入札システムにより開札までの間に申し出るものとする。また、書面による入札を行う者については」を加える。

第8条第1項第4号中「記名押印」を「書面による入札において記名押印」に改める。

第8条第1項第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(十) 電子入札システムによる入札において、入札執行（開札）日までに指名停止措置
その他指名の取消事由に該当した者の入札

第11条中「、直ちに」を「、電子入札案件の入札においては、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を定める。また、電子入札案件以外の入札においては、」に改める。

熊本県競争契約入札心得の告示中、号番号として用いられている漢数字は、左右を括弧で囲んだアラビア数字に改める。

別記第2号様式中

「 熊本県知事 様 を 「 熊本県知事 様 様
くじ番号

--	--	--

 に改め、
」

同様式中（備考）に次の1項を加える。

4 くじ番号は、電子入札案件へ書面による入札参加を認められた場合においてのみ、任意の3桁の数字を記載すること。

附 則

この要領は、平成17年10月3日から施行する。

